

全国民闘連ニュース

第47号

1990年

8月1日

発行 民族差別と闘う連絡協議会 連絡 〒537 大阪市東成区東小橋3-20-11 近畿ビル3F8号 Tel. 06-972-1608
〒201 川崎市川崎区桜本1-8-22 Tel. 044-288-2997



朝鮮人
中国人

強制連行・強制労働を考える 全国交流集会開かれる



去る八月二五日

「二六日「朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会」が名古屋で開催された。地元ピタムの会他の呼びかけにより、全国から三〇〇名が参加し各地の強制連行

跡地保存の運動について報告を受け、交流を深め、また二日目には、久々利、瑞浪(ともに岐阜県)の地下工場跡を見学した。

韓国政府が強制連行された人たちの名簿作りを要請、日本政府はそれに応じ、調査することを約束したが、遅々として進んでいない。これら草の根の市民運動のつきあがが今こそ必要とされている。

問われる足もとの国際化

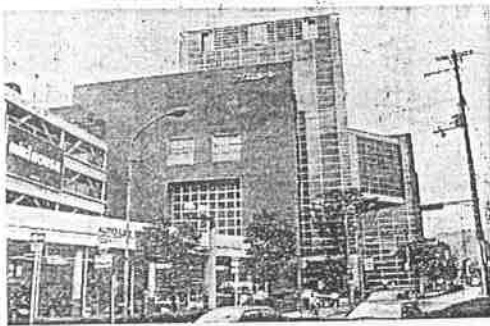
自治体の取り組みを再点検

八尾市での国際交流センター設立をめぐり、地元安中同胞親睦会(洪鐘萬会長)と市当局の話合いが進められていたが、一応の決着をみた。(詳しくは前号に報告あり)八月二八日の話し合いで①同センターの評議員に在日外国人を入れる②方針に足元の国際化を明記し、そのもとで事業をすすめる③庁内に在日外国人問題の窓口体制、方針をつくることが確認されお互いの合意が得られたのである。まずは同胞親睦会の勝利といえる。

今、外務省や自治省は地方自治体がイニシアをとり、第二セクター方式によって八尾市のようなセンターを設立し、国際交流事業をすすめるようにしている。ところが、当の地方自治体が足元の在日外国人に関する方針を持たない中で、国際交流センターそのものが在日外国人を無視した形で設立されようとしている。現に、岡山でも同じようなことが起こっているのである。

在日外国人の問題扱います

八尾・国際交流センター



八尾市国際交流センターが入居する八尾市文化会館

1990年8月31日

毎日新聞

3カ月遅れやっと認可

らば、在日外国人問題に取り組みことも然りということになる。
八尾市での運動を教訓に、今一度各地の状況に点検してみる必要があるのではないか。

在日外国人団体の反発。十日、府の認可を受け、発足で設立が遅れていた財団法人。同市光町二、市文化会館八尾市国際交流センターが三館内に事務所を置き、開学教
第2の国際交流事業を行う。同センターは八尾市が基本財産一億円の予算を組み、今年六月一日オープン予定だった。しかし事業内容に在日外国人問題が入っていないため、同市の在日同胞・朝鮮人らによる安中同胞親睦会(洪鐘萬会長)が「在日外国人問題をめぐる取り組みを」と要求。府も「開校が歩みよきをみせない」は認可できないと態度を保留していた。

何のための国際交流センター ー建設か？ △岡山△

岡山駅から徒歩五分という非常に便利な所に、岡山県が国際交流センターを建設しようとしている。予算が少なくとも三五億円、建物が地下を含むと一〇階にもなるという大規模なものである。このセンター建設を所管している国際交流課とは、この間数年にわたり民族差別問題に対する取り組みをめぐって話し合いを重ねてきた。このセンターについても何度かこちら側から話しを出したのだが、要領を得ない話で終わっていた。こちらの甘さでもあったのだが、ずっと話し合いを続けて

いるのだから、具体的なことが決まれば、当然私たちの意見も聞いてもらえるのではないかと思っていたのだ。

ところが、六月に話し合いをした後、その数日前に「県下の国際交流団体」あてに、アンケートと称して建設に対する意見や要望を聞いていたことがわかった。私たちの会は、もちろん対象からはずされていたが、韓国民団や朝鮮総聯までもがそうであった。国際交流の集いという行事には入る集めのために利用しながらの今回の対応である。七月に国際交流課と県議

も交えた話し合いを行ったが、県の責任者は「在日外国人は事業の対象とは考えていない」と明言した。在日韓国・朝鮮人に対する取り組みをいっさい行つてこなかった岡山県が、いま「国際交流」という美名のもとに「外国人との新しい関係を築いていく」国際交流センター建設という虚構を何とか突き崩したい。

姜 博



< 図書 の 紹 介 >

「民族名をとりもどした日本籍

朝鮮人ーウリ・イルムー」

現在、年間5千人の「帰化」者がうみ出され、のべ数は15万人を越えた。また朝・日国際結婚率が72%を越える中で数十万人といわれる日本籍朝・日「混血」者が存在する。今や日

本籍朝鮮人は、在日社会の少数者ではなく多数者になろうとしている。もはや避けて通れない問題になっているのだ。(あとがきより)

編 者 民族名をとりもどす会

発 行 明石書店

定 価 1 7 0 0 円 (1 6 5 0 円 + 税 5 0 円)



「公権力の行使」=「一般事務・技術職」は誤解

8/29 自治省交渉の報告

八月二十九日、公務員採用の国籍条項に関して、自治省と話し合いをもちました。在日外国人の公務員採用を実現する東京連絡会、神奈川民闘連、民団青年会に加えて、杉並区で現業職から一般事務職への転職を求めている金泰和さん、大阪市の国籍条項撤廃を求めている文公輝さん、神戸の「白君を支える会」代表の神谷重章さんら計一三名が出席し、自治省側からは金子公務員課課長はじめ三名が出席しました。

話し合いの席上で自治省側は「国籍条項の問題は、職種の問題ではなく『職』の問題である。一般行政職(職種)は公権力行使に当るので採用できないと理解している自治体があるようだが、それは誤解である。第一義的に判断するのは各自治体なので、責任ある立場で判断してもらいたい」という見解を明らかにしました。いわゆる「当然の法理」は崩さないものの、①国籍条項は職種ではなく職(具体的な課、係などの仕事の内容)の問題であること ②第一義的に判断すべきは各地方自治体であることなどは、今後の撤廃闘争を有利に進める武器となるものです。

大阪市が設置した「国籍要件調査研究会」も自治省の見解の線上で、「一般事務・技術職の中で公権力の行使に当らない職をさがす」ことを目的としています。しかし、具体的な職務内容を検討していけば、公権力の行使に当る「職」を限定することは極めて困難です。

一般事務・技術職(職種)は在日外国人を採用するという枠で一律に排除していたことが「誤解」とされた以上、各自治体はこれまでの国籍条項を見直さざるを得ません。しかし、それは現実的には不可能であり、結局、入口では、一般事務・技術職の門戸を開放せざるを得なくなるのです。

現実的には、全廃し、採用した後に、昇進、配属の段階で「公権力の行使」云々を考える、いわゆる郵便外務職方式とか町田・日野方式とか言われている形態が方向性として出されるように思います。

しかし、樂觀はできません。その後、大阪府が自治省に問い合わせたところ、自治省は「将来『当然の法理』に触れる職に就く可能性がある場合に

は在日外国人を採用することはできない」という考え方を示しました。表向きは前向きな姿勢を表明し、裏では自治体に圧力をかけているのです。

在日韓国・朝鮮人の処遇について何ら実質的な改善を行っていない日本政府(自治省)にすれば、運動体との関係で各自治体が国籍条項を撤廃することに歯止めをかけ、この課題を日韓会談での政府の取引材料として残しておきたいというのが本音ではないでしょうか。

情勢はまだまだ予断を許しません。流れに流されず、流れをこちらに引き込んで、全国的な運動を展開していきたいと思えます。

大阪民闘連

金 義 徹

国籍条項は法で決まっている… 現心ろしい普通寺市の人権感覚

ここ人口三万八千人(外国人は七〇人程度)の普通寺市でも市職員の募集がありました。職種は一般行政事務(上級)、技術職(初、中、上級)、幼稚園教諭(中、上級)。市の広報に出た募集広告では「受験資格」として年齢と「日本国籍を有する者」という条件。ところが「試験案内」を取り寄せてみると、「受験資格」は年齢と学歴だけで、その後に「なお、地方公務員法の定めるところにより、次の各号の一に該当する者は、受験できません。」と記され、その(3)が「日本国籍を有

しない者」になっている。す。地方公務員法にいつからそんなことが記されたのかと抗議に行ってみると、芝罘秘書課長は、地方公務員法第一三条に「すべて国民は」とあるので、日本国籍者でなければならぬという返答。八六年の看護三職についての自治省通達を知っているかと問うと「知っている」と答え、では上の地方公務員法の解釈と矛盾するではないかという。それは国が特別に認めたものだと言います。多くの自治体で外国籍公務員を認めているではないかという、県や

県内の他市では認めていないと聞き直ります。そして隣の丸亀市の昨年度の「試験案内」を持ってきましたが、驚いたことに丸亀市では上記通達の出された「保健婦」についても一律に国籍条項を適用しているのです(記載方法は普通寺市と同じ、募集職種は保健婦、衛生

現業員、調理員、学校用務員です)。公務員になるのにはコネといくら使ったということが、公然と話される土地だけに、もともと外国籍者を公務員にする気はないのだからけれど、ただ嘖然です。皆さん、普通寺市、丸亀市に抗議を。(普通寺市 087-6212121 丸亀市 087-2312111)

アルトマン氏の指紋裁判を支える会

佐野 通天

平成2年度 普通寺市職員採用試験案内

なお、地方公務員法の定めるところにより、次の各号の一に該当する者は、受験できません。

- (1) 禁治産者及び準禁治産者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国籍を有しない者
- (4) 普通寺市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

地方公務員法

(文格条項)

第一六条 左の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除く外、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

文剛君の自死を越えて

〓西宮〓

▲自死から五年

一九八五年七月、兵庫県西宮市甲山高校生だった文剛君が自死した。遺書がわりに、指紋を押さされて間もない彼の外登証が足元におかれていた。それから五年。毎年七月初旬に追悼集会を開いてきた。今年は、民主教育をすすめる西宮市民連合、兵高教阪神支部等五団体が主催し、一六八名の人々の参集をえた。

▲第五回追悼集会

追悼の言葉は、文公輝さん。同じ兵庫県生まれ、文剛君と同年齢の彼は、「大阪市の国籍条項を撤



廃させることによって、

文剛君のように将来に絶望する若者をなくしたい」と語った。

記念講演での、鄭暎恵

さんの一〇〇分におよぶ話の中で、「押なつ・登録の拒否は、日本人が戸籍入籍そのものを拒否するのと等しい重みをもつ」という言葉が参加者の心をうった。

▲神戸高塚高校事件

集会当日、高塚高校生

圧殺が放置され「息子を殺した兵庫県教委が同じ日にまた一人の生徒を殺しましたな」という文剛君のアボジの言葉が紹介された。兵庫の、そして日本の教育をどう変えていくのかが問われる集会でもあった。

▲第一〇回市教委交渉

文剛君を死に追いやった教育の質を変えさせるための、対西宮市教委交渉が、オモニの会と考える会によって続けられて

いる。第一〇回交渉は、八月二八日夜七時から、市立若竹会館（JR西宮駅北東五分）於。オモニ・アボジたちの思いをじっくりと市教委幹部に聞いてもらう予定である。

兵庫在日朝鮮人教育を考える会 小西 和治

ネットワークづくりへの第一歩
〓金沢〓

七月一五日、金沢大学生朴在鎬（パクチェホ）君が、ボートのシングルスカルにおいて県予選を通過しました。八月二日の北信越に勝てば、国体出場が実現します。引き続き皆さんのご声援をお願いします。【残念ながら、本大会出場とはなりませんでした。かなりのプレッシャーにもかか

わらず、勉学との両立に苦勞しながら健闘された朴君に拍手を送りたいと思います。事務局】会としては、この春より季刊のミニコミ、「ノルティギ通信」を発行し始めました。以前からの思いが、やっと実現しました。地域の人々とのコミュニケーションを図り、ネットワークづくりの基



1990・11・23～25 in 神戸

第16回民闘連全国交流兵庫集会 開催のお知らせ



「在日二世の新しい運動を
つくり始める時が来た！」

第一六回

全国交流兵庫集会実行委員長

黄 光 男



日本で共に生きようとする在日韓国・朝鮮人と日本人が民族差別をなくそうとする思いや取り組みを交流するという「実践」「交流」「共闘」を三原則として、民族差別と闘う連絡協議会（民闘連）が結成されて今年で一六年になります。しなやかさと大胆さと生活の匂いを大切にしながらもその歩みは力強く着実に前進し、各地域での実践の積み重ねから、一九八八年には「旧植民地出身者に関する戦後補償および人権保障法」案を提唱するに至りました。国際化の流れの中で戦後補償問題や九一問題が大きくクロージアップされている今日の状況を見るにつけて、民闘連運動の広がりを感じています。

一方、時代の変化とも相まって、在日の社会でも三世、四世といった新しい世代が登場してきています。民族差別のあり様も、在日のあり様も「何か」変化しているようです。この集会をきっかけに、その「何か」を探り出し、在日三世、四世たちの新しい民闘連運動を模索してみたいと考えています。民闘連運動の新局面を切り拓いていく意気込みに地元実行委員会は燃えています。

多くの方々と神戸でお会いできることを楽しみにしています。歴史の流れを体感しに来てください。

分科会紹介

△第一分科会▽

「基本的地位」

午前 九一年問題と日本の外国

人政策に関する学習交流

午後 外登法等実践報告

△第二分科会▽

「教育」

各地の実践報告・交流

△第三分科会▽

「入籍員」普及と教育関係者



文化交流会紹介

これが在日の 民族文化だ！

歌、踊り、チャングをはじめ、思い思いの表現方法で、在日が在日としての喜怒哀楽を表現する文化を創造していきたいという意気込みに燃えて企画しました。頑張りますので、一緒に楽しみにきて下さい。



全体シンポジウム紹介

在日韓国・朝鮮人の

未来をどう考えるのか

―九一年の後に来るもの―

△発題▽ 大沼 保昭氏(予定)

△パネラー▽ 在日三世の青年

在日二世たちが大沼氏の発題を受けて日常生活の実態や思い、考へから自分たちの現状と将来像について模索していきます。

在日のアイデンティティーとは

何か、在日の共通の課題とは何か、日本人との共生とは何か、国籍とは、民族とは、差別とは何か。

一世、二世とはひと味違った切り口で、ありのままの姿で、三世の青年たちが大沼保昭氏と勝負します。

会場に参加された皆さんにも大いに参加して戴きたいと思います。

運動と補償・人権法



委員会
行委員会
会

、25日(日)
881) ほか
徒歩3分)

4	15	16	17	18	19	20
全体シンポジウム			夕 食	班別交流会		
分科会			懇親会			
文化交流会		閉 会				

午前 神戸市庁に出向き国籍条

項撤廃の申入れ(予定)

午後 各地実践報告

△第四分科会▽

「生生活」

午前 実践報告(入居差別、障

害者年金、就職差別等)

午後 新しく生まれつつある地

域の保護者の会等の活動

の紹介、交流

△第五分科会▽

「世六上土」

午前 発題(帰化、国籍、文化

国際結婚、参政権、国際

化などについて)

午後 討論・意見交換

△第六分科会▽

「地域実践交流」

地域子ども会活動の指導員らを

中心とする実践報告・交流

△第七分科会▽

「戦後補償」

午前 軍人恩給問題等

午後 トンネル、強制労働等



「在日3世スライド発表」紹介

映像(スライド)を通じて、在日3世たちが時代の変化の中で自らの生き方をどう捉えようとしているのかを1世、2世に、そして3世、4世に対してアピールしようというのがこの企画です。

国際結婚が7割を超え、日本国籍を持つ在日韓国・朝鮮人が増え続け、1世や2世の生活や民族の匂いを知らずに育った世代が出現し、差別があっても自分なりの生き方を求めて生きる世代と呼ばれている若者たちが時代を担い始めています。

難しい「理屈」の前に、自分たちを取り巻く状況の変化を浮き彫りにする中から、自分自身、そして共に生きる人たちとの明日を明らかにしていきたいのです。

初めての試みで不安がいっぱいですが、みなさんと共に成功させたいと思います。

在日3世の民闘連

主催 民族差別と闘う連絡協議会
第16回全国交流兵庫集会実行
後援 世界人権宣言連絡会議中央実
全国在日朝鮮人教育研究協議
反差別国際運動日本委員会
協賛 地元各団体と調整中
日時 1990年11月23日(金)、24日(土)
会場 神戸勤労会館(TEL078-232-1
(JR神戸線・阪急・阪神三宮駅

	9	10	11	12	13	1
11/23(金)				受付	開会	
11/24(土)		分科会		昼食		
11/25(日)		3世スライド発表	昼食		文	



班別交流会

ただし、高校生交流会だけは、二日目の午後二時から行います。

△云 在日韓国・朝鮮人に対する差別が見えにくくなっていく中、自死という形で高校生の尊い命が奪われていく。進学や就職の悩みもある中、在日としての問題を出しながら高校生同士との交流を持ちたいと思います。

△云 高校時代とは違って荒野に一人で放り出されたように冷たい大学の風。その中で身悶えしながら立ち上がるうとしていく学生も少なくありません。就職や学内の人間関係や恋愛の問題など、素朴に交流したいのです。

△云 今、在日社会の世代交替が問われています。日頃、地域や職場での悩みを語り合う中で、在日韓国・朝鮮人としての生き方を模索し、次代を担う青年として在日社会の将来を展望したいと思います。

△云 在日韓国・朝鮮人の公務員への道は、全国的には、まだ大半が門戸を閉ざしているが、徐々にその数は増えてきている。国籍条項撤廃の運動も、在日の公務員同士の交流をもつ意義は大きい。

△云 管理教育が問題となっている今、人間としての教育が問われていますが、在日韓国・朝鮮人生徒との関わりを抜きには考えられません。また、在日同胞教師の横のつながりを持つための交流会にもしたいと思います。

△云 民間連史上初めて女性差別の問題で交流会を持つことになりました。在日であるがゆえに気付くことのできなかった女性差別余計に厳しかった女性差別についてまずは語りあうことから始めたいのです。

<宿泊について>

- 地元実行委員会では上記の宿泊所を用意しています。
泊月荘 神戸市中央区山本通り4丁目 TEL.078-242-2401
※会場から歩いて行ける距離で、非常に便利です。
*宿泊費 4,500円(1泊+朝食)

両日ともに宿泊	(ア) 9000円
11月23日のみ宿泊	(イ) 4500円
11月24日のみ宿泊	(ウ) 4500円
宿泊しない	(エ)

<参加費について>

- 参加費 5,000円(民間連ニュース年間購読料を含む)
※ただし、参加日数やニュース購読申込みの有無によって参加費は異なり、下表のようになります。

	購読する(2000円)	購読しない
全日参加(3000円)	(A) 5000円	(D) 3000円
2日参加(2000円)	(B) 4000円	(E) 2000円
1日参加(1000円)	(C) 3000円	(F) 1000円

- 「全刊民間連ニュース」は、月刊化を実施しています。年間で12号発行されます。全国の情報が盛り込まれています。是非この機会にご購読をお願いします。通常の年間購読料3000円を集会場時には2000円と割り引いています。

- ただし、地元実行委員会では約170名の枠しか宿泊所を準備していません。宿泊受付は定員になり次第締め切りとさせていただきますので、お早目にお申し込み下さい。

参加・宿泊申し込み方法

- 郵便局の所定の郵便振替用紙(但し、赤色)で下記の口座に、参加費と宿泊費を一緒に振り込んで下さい。申し込み締め切り 10月20日
神戸 4-47121 民生民協連
- 但し、申し込み者の氏名、所属、性別、連絡先(住所、電話番号)を必ず通信欄に記入してください。
- また、参加費支払の形態(左上記A~F)と宿泊費支払の形態(右上記ア~エ)も必ず通信欄に大きく記入してください。(例) A-エ
- 申し込みを受け付けましたら、参加票および宿泊カードをお送りします。
- 懇親会は当日、会場で受け付けます。参加費2000円の手定です。

<連絡・問い合わせ>

☆地元実行委員会事務局 黄光男(06-492-3272夜) 金浩二(06-492-4174昼)
金義徹(06-972-1608昼)

礎としたいと思っています。

又、一〇月二七日には朴在鎬君の国体出場問題をきっかけとして、地域の在日の現実とその肉声を伝える集会を予定しています。在日韓国・朝鮮人の数も少なく(金沢市で一五一一人。八七年三月現在)、大多数の日本人にとって、在日は全く意識の外という土地柄。実際のつきあいも少なく、あってもその実情を知る人は少ないと思います。そこで、在日の隣人として生きるあなたのためのレッスン・ワン”というわけです。輪を少しでも広げるために、予備知識がない人にでもわかるわかりやすいものにしたと思います。

又、最近石川県内にも数ヶ所、強制連行された

人々が働かされた軍需工場や鉱山があったことを知り、勉強を始めています。幸いずっとこの問題を追ってきた在日の人もおり、会のこれからの一つのテーマとなりそうです。

指紋捺捺問題を共に考え学ぶ金沢市民の会

村田 進



諸願から十八年…交渉の積み重ねの中で ――高砂――

一九八四年、「高砂在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会」(代表神谷重章)が高砂市に対し、「市内在住韓国・朝鮮人児童・生徒にかかわる教育基本方針を制定するよう求める諸願書」を出したのを出発点として、高砂市との交渉を開始して六年が経過した。市議会で諸願はすぐさま採択されたものの、具体的進展は見られず、申入書(公開質問状)を出すなど、市側の重い腰をたたき続けて三年後にやっと基本方針案が提示され、校・園長会で素案を配布、実践を積み重ねるなかで内容

を充実させていくとして、現場のとりくみが始まる。二年程度の定例交渉をもつこと、前回で二

回、どこまでこれたのかを振り返り、問い続けてきたことと現況についてふれてみたい。

中身は五つ。①日本人児童生徒に、日本と韓国・朝鮮とのかわり、特に歴史的経緯を正しく認識させ、民族差別や偏見をなくするための教育を推進すること。②在日韓国・朝鮮人児童・生徒が自らの自覚と誇りを高めるよう、かわりを強めること。③職員研修を深めること。④市民啓発の

諸策を講じること。⑤指導要録、卒業証書等公文書記載、また本名人学のすすめ等、実務面での改善。

こんなひとつ一つ検証軸としながら、意見交換し、要望を出し、進捗状況をチェックしていく交渉が続く。

学校のカリキュラムの中に回数はないながらも確実な位置付けがなされ、部分的ながら研修がもたれ、遅々とした歩みながら、やっと動きはじめたことが実感できるところである。

高砂在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会

鳴谷 数博

差別別落書きとで対市交渉

芦屋市

去る七月五日芦屋市で発見された差別落書きについて、芦屋市の関連部局との話し合いが持たれました。

前回の話し合いで、落書きの報告及び啓発を広報で行う、また在日韓国・朝鮮人についての窓口を庁内に設置するという確約を取っていましたが、とりわけ今回は啓発活動の内容が話し合いの中心となりました。

市の意向としては次回広報にて今回の落書きについて掲載したいとしていますが、前回以降の市の経過報告、そして私たちが質問する中から、

市内他の公園トイレに同様の落書きが発見され、前回同様何の進展も見られぬまま公園課により処理されたという新たな事実が認められました。

芦屋市では、二年前にも市内高校にて陰湿な差別落書きがあり、その後同胞生徒に對しいやがらせが続いたにもかかわらず、教育委員会が何の対応もせず、放置していたという経過があります。

今回の落書き事件を、ただ単にトイレに書かれた落書きだけでなく、先の高校で起こった事実経過、そして何故それを教育委員会、その他関連部

局が放置したままにしておいたのかを明らかにする中から、差別の本質や市の差別啓発に対する機構の欠点を見い出せるものと思います。

一回目の話し合いの中で、以前このような差別事例があつたのかという私たちの質問に対して、担当課長は、「過去ありません」と断言しました。

まさにこの一言の中に、過去芦屋市の人権啓発に対する態度が凝集されているように思います。芦屋市に真に差別を究明し啓発する意識、機構が存在しなかったために、数々の事例が表面化することなく、先の課長の発言を生んだものと思われる。

そのような意味で、今回の公報による啓発は大きな意味を持っています。

高校での事実経過も含め掲載すべきとする私たちの要請に、担当課長および教育委員会も沈黙を続けるのみでした。

当日参加された在日のオモニからも、是非この話し合いを続けてほしいとの要望がありました。

芦屋市の人権擁護に対する認識の未熟さを認識すると同時に、ほんのささいなことでも、私たち市民として発言する大切さを痛感した話し合いでした。

兵庫民闘連

金 浩 二

民族学校への教育助成金増額を要望

兵庫六

呉市にある民族学校・広島朝鮮第二初級学校への教育助成金の大幅増額を求めて左のような署名活動が行われています。

のご協力をよろしくお願い致します。

△取り扱い団体 呉・朝鮮問題研究会(代表 横間洋海) 事務局 呉市 広島新聞四一一一 呉商業高校内▽

一人でも多くの皆さん



氏	名	住	所	印

< 7, 8 月のおもな動き >

- 7/18 豊中市、全国に先駆けて外国人登録証切り替え拒否者の不告発を表明。
- 23 東京都杉並区で国籍条項のある一般事務職への内部転職試験の願書を金泰さんが提出。
- 24 在日3世問題で日韓非公式課長級協議再開。(東京)
- 25 日本政府筋、北朝鮮との賠償交渉を韓国と同条件同手順で行うことを表明。
- 29 第12回相模湖ダム建設殉職者合同追悼会。(神奈川)
- 30 「朝鮮学校生にも大検受験資格を」オモニが文部大臣に手紙で要請。
- 31 中山・崔 両外相会議。91年問題で来年1月までに結論及び11月ソウルで閣僚会議を開催することで合意。(シンガポール)
- 8/1 新明和工業(旧川西航空機)が戦時中の朝鮮人労働者名簿を市民団体に

提示。

- 1 裴さんと共に入居差別を考える会、大阪府交渉に向けて申し入れ。
- 4 「日本広島三菱重工業韓国人被爆者沈没遺族会」が三菱重工業本社に戦後補償を要求。
- 4 韓国人原爆慰霊碑の平和公園内への移設、碑文の調整が着かず6日までの移設を断念。(広島)
- 5 韓国人原爆被爆者慰霊祭。(広島)
- 5 ワンコリアフェスティバル。(大阪城野外音楽堂)
- 7 国立新潟大学が在日朝鮮人専任講師の任期を「無任期」から「3年」に勝手に短縮する。
- 7 政府が朝鮮人強制連行者名簿調査の概要を公表。実態の約1割(79,578)に過ぎず。
- 7 韓国研修旅行-在日韓国・朝鮮人問題学習センター。(～11)
- 9 長崎被爆45周年原爆犠牲者平和記念式典で本島市長が外国人被爆者に謝罪。
- 9 公務員採用の国籍条項撤廃を求める大阪連絡会議結成。
- 13 文君の大阪市受験を認めさせる会と大阪市の第4回目交渉。
- 14 旧日本軍補助兵のインドネシア人の協議会が、近く未払い給与・貯金の支給・返還を要求することを表明。
- 14 戦没者追悼式に朝鮮半島・台湾の遺族参列について、厚生省が検討をすすめる。
- 14 指紋押捺拒否を続ける金成日さんら

1990年7月26日 統一日報

指紋廃止
携帯代替

1、2世にも適用へ

在日韓国人
韓日課長会議

教員採用いぜん拒否

日本法務省、検討急ぐと表明

協議、再始動段階

文部、自治省

全国民闘連ニュース購読のお願い

「全国民闘連ニュース」は第42号から月刊になりました。これを継続、発展させるためには、熱意もさることながら、財政問題も重要な要素としてあり、多くの方々のご協力を得て成り立っています。

全国各地の民族差別と闘う様々な取り組みの紹介、出来事や人物の紹介、また、社会の動きを見据えたり、いろんな角度からの意見交換を進めたりするために、機関誌は欠かせないものであると思います。また、私たちの取り組みを紹介し、仲間の輪を広げていくための橋渡しの役割も果たしています。

取り組みの輪を広げていくために、また、それを継承・発展させていくために、是非とも購読よろしくお願いいたします。



<購読料> 年間 3000円

*送金方法 郵便振込「大阪9-76163」

「民族差別と闘う連絡協議会」

<お問い合わせ>

大 阪民闘連 ☎06-972-1608

神 奈 川 民 闘 連 ☎044-288-2997

なお別途、大阪民闘連、神奈川民闘連は、運動維持のため会員制度を設けています。各会員には、全国民闘連ニュースの他に、それぞれの地域の取り組みのご案内をお送りします。是非地域運動を支えるためにご入会下さい。詳しくは、上記<お問い合わせ>先まで。

△編集後記▽

このごろ、まわりではとかく「おめでた」続きである。

S氏曰く「いつまでたっても少数者ではだめ。多数に近づくためにも個々人ががんばるのだ」そうなの。

ところで、生まれ来る三、四世の子どもたち。民族バリのバリのアボジをどう乗り越えるのだろうか。オモニのように、しなやかに軽やかに運動を切り開いていくのだろうか。あれこれ考えると何かしら楽しくなってくる。その頃私は…。考えないでおう。

第一六回全国集会は「在日三世の運動」がテーマ。のんびりしてはいられない。四世はもうそこまで来ているのだ。